

<研究ノート>

子育て支援・神戸市家庭保育制度についての一考察
—「赤ちゃんホーム」と受託者—

吉森 恵

On the Home Day Care System for Child Care Support Service in Kobe City:
Baby Home and Childcare Worker

Megumi YOSHIMORI

Home Day Care System has been popular everywhere in Japan as a Child Care Support Service which meets the various needs of child-rearing parents.

Kobe city has the system called “Baby Home,” by which childcare workers take care of healthy babies from seven-week-old to less than one-year-old (the upper limit is one and half-year) with a homelike atmosphere in place of their parents who cannot devote herself/himself to childcare.

Our concern here is to consider the role of “Baby Home” and problems of childcare workers.

Keyword : Child Care Support Service, Baby Home, Parents, Childcare Workers
子育て支援、赤ちゃんホーム、保護者、受託者

1. はじめに

子どもの育ちを支え、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会になるように、全国的に子育て支援について、様々な保育事業が立ち上げられている¹⁾。また、家庭的保育事業を行なっている市町村も多くあるが、いろいろな形態で取り組まれており名称も様々である^{2) 3)}。

神戸市では、「神戸市家庭保育制度」に基づく子育て支援の中に、労働や病気などで、昼間養育できない保護者に代わって、生後7週目から1歳未満（最長1歳6カ月まで）の乳児を、神戸市が認めた受託者の自宅で、家庭的な雰囲気の中で保育することを目的とす

る「赤ちゃんホーム」という制度を設けている。

「赤ちゃんホーム」の発端となったのは、昭和34年に行なわれたヨーロッパ視察に参加した当時の助役であった宮崎辰雄は、ドイツ、フランスなどでは、地域のボランティアが乳幼児のいる主婦を援助する目的で、家庭を開放し、乳幼児を一時的に保育する保育形態が見られ、是非神戸でもこのような保育事業を立ち上げるべきだと考え、帰国後、相談の結果、神戸市においても家庭で保育する事業が実施されることになった。その結果、昭和35年6月1日に家庭託児所が開設され、翌年昭和36年6月1日に「赤ちゃんホーム」が開設されたのである⁴⁾。

「赤ちゃんホーム」に先立って開設された家庭託児所について述べると、保育者資格については、「適当な学歴あるいは保母、幼稚園教諭、看護婦、保健婦等の資格があって、家庭内に就学前児童のいない、育児経験のあるボランティアに委託する」⁵⁾となっており、定員は1か所につき一時に7人以内で乳児は2人以内とし、その中でも、2歳未満の乳児は、15人とみなすと述べられている。

家庭託児所制度の趣旨を新聞で発表した所、32家庭からの応募があったが、取りあえず、初年度は、各区1か所の設置となり、7か所からのスタートになった。また、乳児保育を希望する母親も多く、翌年に「赤ちゃんホーム」の制度ができたが、家庭託児所ほど開設しようとする希望者はなく、3か所からのスタートであった⁶⁾。しかし、その後受託者も増え続け、神戸市福祉局子育て支援部の記録では、平成17年度までは、全区で50名以上の受託者がいたが、平成18年度から減り続け、平成22年度では42名の受託者になっている。

待機児童が多い中、家庭的な雰囲気、乳児を保育してもらえる「赤ちゃんホーム」は核家族化が増え、子育てに不安を感じている保護者にとっては、受託者に気軽に相談できる場として、非常に大切な制度であると言える。

今回は、「赤ちゃんホーム」の受託者の保護者支援の現状を把握するため、受託者に対し自由記述のアンケート調査を行なった。また、アンケート調査の結果から、受託者が抱えている課題に対し、「赤ちゃんホーム」における受託者の保護者支援のあり方を考察する。

2. 方法

神戸市K区の6か所の「赤ちゃんホーム」受託者を対象とし、平成22年12月にアンケー

トを配布し、回収は郵送にて行なった。

アンケート内容および回答方法は、受託者の年齢、開設してからの年数、開設前の職業、開設の動機、開設して良かったこと、大変と思うこと、開設当初と現在との保護者の変化について自由記述で回答してもらった。

3. 結果

回収は6名全員から得ることが出来た。受託者の年齢は、50歳以上60歳以下が5名で、40歳代は1名であった。また、開設してからの年数は、5年～9年が4名、10年～14年1名、15年～19年が1名である。また、「赤ちゃんホーム」を開設する前の職業は、幼稚園教諭2名、保育士2名、看護師1名、会社員1名であった。また、受託者全員子育ての経験があり、K区は子育ての経験が豊かな受託者で開設されていた。

① 開設の動機

- ・神戸市独自の施策を知り、自分の資格や今までの経験を生かすことができると思ったからである。
- ・開設以前は保育所に勤務していたが、0歳児保育を担当し、0歳児保育の集団保育に抵抗を覚えていた。そこで、「赤ちゃんホーム」の制度を知り、自分自身の生活に負担が少なく、自宅にて好きな仕事ができることである。
- ・子育てをしながら看護師をしていた当時、辛い思いや感謝の念など多々あり、今度は若い母親や父親が仕事をしやすいように、また、赤ちゃんが楽しい日々が過ごせるように、その手助けになればと思い始めた。
- ・自宅に居ながら仕事ができる。自分自身、働きながらの子育てが大変であった

ので、働く母親の役に少しでもなりたいたいと思った。

- ・「赤ちゃんホーム」が何かも知らないまま、友人のお孫さんが「家族のように家庭で見てもらって助かるよ!」と聞き、調べてみると神戸市の「赤ちゃんホーム」と知り、戸惑ったが、神戸市の職員の方から「おばあちゃん感覚で見せてあげてください」と言う言葉で開設を決意した。
- ・保育所に勤務していた時、「赤ちゃんホーム」から保育所に入所してきた赤ちゃん（1歳過ぎ）をみて、将来「赤ちゃんホーム」を開設しようと思ったからである。

② 開設して良かったこと

- ・働く保護者にとって、安心して預けることができる施設は絶対に必要である。大変なことも多いが、保護者の切実なニーズに応えていることを実感できる時、良かったと感じる。また、赤ちゃんが困った時など頼りにしてくれ、慕ってくれていると感じられる瞬間が喜びとなる。
- ・赤ちゃんに寄り添えば寄り添っただけの答えが返ってきた時に味わう達成感。
- ・若いお母さんとの日々の関わりで得られる若いエネルギーを日々いただけること。
- ・人数が少ないため、一人ひとりの関わりが可能でやりがいがある。
- ・保護者や、祖父母の方々に感謝の言葉を頂く時と、赤ちゃんが朝来た時に笑顔を見せてくれる時が良かったというより喜びに変わる。
- ・卒園した子が遊びに来てくれたり、保護者の方がホームを懐かしんだり、感謝してくれたりする時にやりがいを感じる。
- ・保護者の方の悩みを聞いたり、コミュニケーションが取れ、気持ちの上で力になれる時に嬉しいと感じる。

- ・赤ちゃんの笑顔で癒される。
- ・月齢の高い赤ちゃんに、ママ、ママと呼んでもらって母親気分が味わえたこと。
- ・お迎えの時、お母さんには申し訳ないが、お母さんより受託者の方になつて離れない時。

③ 開設して大変と思うこと

- ・基本的には、斡旋された乳児は月齢の差異などがあっても選べることはできない。そのため、月齢があまりにも違い過ぎた場合、負担が重くなる時がある。
- ・個人事業主の立場にあるため、事故等の責任はすべてかかってくる。また、自分自身も病気や怪我ができないという緊張感が常にある。
- ・預かっている人数が少ないため、保護者との関わりが深くなるため家庭の問題まで介入せざるをえなくなることがある。
- ・保護者について、色々な問題が多い。
- ・登園・降園の時間を守らない保護者がいること。
- ・迎えの時兄弟を連れてきて遊ばれ、乳児の使用するおもちゃを雑に扱われること。

④ 開設当初と現在との保護者の変化について

- ・平日、仕事が休みの時は自分で面倒をみるのではなく、できる限り預けようとする親が増えてきた。
- ・乳児を溺愛しすぎる様子がよくみられる。
- ・権利意識が強い傾向がみられる。
- ・パートの保護者が多くなったこと。
- ・母子家庭が増えたこと。
- ・保護者の多様化を感じる。きっちりされている保護者もいれば、何もかもルーズ

な保護者もいる。

- ・ 仕事のために預けるといった基本的な事がずれている保護者がいる。
- ・ 再婚・再々婚が増え、兄弟・姉妹の父親がそれぞれ違う事。父親の方が若い家庭が増えた。父親の協力がなくなったように感じる。その分母親の仕事が増えている。母親にとっては父親というより息子感覚である。

4. 考察

一生の中で、一番成長のめまぐるしい時期を預かっている受託者にとって、大変ではあるがやりがいを感じている者が多くいた。また、開設の動機については、受託者自身も子育てで苦労した経験があるので、少しでも若い保護者の力になりたいという気持ちの者が多かった。その反面、今回調査した「赤ちゃんホーム」だけでも保護者に対しての様々な課題、受託者の抱える課題が出てきた。

①「赤ちゃんホーム」の現状

「赤ちゃんホーム」に入所できる乳児は希望すれば全員出来るのではなく、優先順位があり、以前と比べて、母子家庭が多く、常勤で働いている母親よりパートで働いている母親の乳児の方が優先的に入所出来るようになっている。また、保育所の空きがあれば、福祉事務所から連絡があり、入所から1年経たなくても保育所に変わる乳児もいる。これには、1歳を過ぎて保育所に入所しようと思った時、空きがない場合もあり、保護者も「赤ちゃんホーム」の方がいいと思っていても、「赤ちゃんホーム」に入所している乳児が優先的に保育所に入れるという保証はないので途中でも保育所へ入所せざるを得ない現状がある。

この現状を考えると、「赤ちゃんホーム」は保育所の空きを待つ施設と言われても仕方のないことである。

②保護者の支援の方法

保護者に対しての支援は保護者の変化により、なかなか厳しくなっている現状がある。保護者の中には、何もかもルーズであるのに、自己主張だけは強く言う保護者もいる。この場合、受託者が支援をしようと思っても、なかなか聞き入れてもらえない現状がある。しかし、保護者が受託者に子育ての悩みをゆっくりと聞く機会を設けることで保護者の考えが変化するのではないだろうか。柏女(2004)は子育て支援活動に求められる基本的姿勢の中で、相手の話を十分に「聴く」ということは、ややもすると自分の物差しで判断しがちになる。しかし、相手が自分で解決の糸口をみつけたり、自分で物事を決めたりすることができるようになるために「聴く」ことの大切さを述べている⁷⁾。また、都会では核家族の家庭が増えている現状を考えると、乳児をどのように育てたらよいかわからず、わからないから、大人の時間に合わせてしまっている場合も考えられる。保護者が、子育てに悩んでいることも理解し、受託者は、今後、保護者に対する支援方法をさらに考える必要があるのではないだろうか。

③受託者の抱える課題

受託者の悩みの中に、月齢の違いで戸惑うことがあると答えている受託者がいたが、4月に3名が入所してくるのではなく、生後7週目から預かることができるとなっているので、出産月で入所時期は「赤ちゃんホーム」の制度から言えば、まちまちであるのは仕方のないことであ

る。

受託者は、時間を決めて補助員を一人お願いすることになっているので、一番大変な時間に補助員をお願いするように考えることが大事である。しかし、補助員にお願いした時間が、乳児が寝ている場合もあり、なかなか大変なようである。特に、月齢の差異がある場合、乳児は3人とも同じようには行動するのではなく、月齢によって目が離せないことも多々あり、その場合の受託者の負担は多くなると考えられる。また、保護者が自宅で乳児を大人の時間に合わせて睡眠不足にさせれば、乳児の生活リズムが大幅に狂ってくる。そのため受託者は保護者に対し、「赤ちゃんホーム」での乳児の様子を常に伝え、保護者に家庭での生活リズムについてもより協力を得るように考える必要がある。

保育所の場合、保育士が体調を崩した場合などは、他の保育士が交代で支援することができるが、「赤ちゃんホーム」では、補助員にお願いしている時間以外、長時間の保育を一人ですするため、受託者が病気をした場合、保護者に迷惑がかかってしまう。そのため、受託者は常に体調を崩さないように心掛ければならないため絶えず緊張感をもたなければならない。受託者の自宅で保育をしている以上難しいことではあるが、今後受託者の意見も聞いて改善の方法を検討していく必要があると考える。

5. まとめ

全国では、家庭的保育事業の重要性も言われ、家庭的保育事業（保育ママ）等を児童福祉法上位に位置づけることも述べており働き

方の見直しの一環として、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成21年に育児・介護休業法が改正されている⁸⁾。保護者が、安心して乳児を預けることができるために、保育所の充実はもとより、保護者のニーズに合った保育の提供が必要なこととは言うまでもない。

子育て支援の一環として、神戸市の「赤ちゃんホーム」は、子育てに悩む保護者にとっても、身近に相談のできる一番の支援者になっていると考えられる。

しかし、保護者の中には、自己主張だけはあるが、受託者が伝えることの中で自分に不都合なことには耳を傾けない者も増えてきている現状があることがわかった。

今後、保護者の意見だけを取り入れすぎて、一番身近な支援者となる受託者の精神的な負担が多くならないように考える必要がある。

付記

本論文は、2011年日本保育学会第64回大会において発表した原稿を加筆、修正を行なったものである。

参考文献

- 1) 内閣府、子ども・子育て白書、94-97、勝美印刷、2011
- 2) 厚生労働省、家庭的保育事業ガイドライン
www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T091106N0010.pdf. 2010/10/30
- 3) NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会
全国の地域情報
www.familyhoiku.org/organization/
- 4) 神戸市保育園連盟、神戸の保育園史、192-197、中田印刷、1977
- 5) 同上書、192

- 6) 神戸市保育園連盟, 神戸の保育園史Ⅱ,
83, 日光印刷, 1988
- 7) 柏女霊峰, 子育て支援と保育者の役割,
42-44, フレーベル館, 2004
- 8) 厚生労働統計協会, 国民の福祉の動向・
厚生指標 増刊・58巻第10号 通巻第
913号, 53, 廣濟堂, 2011